

令和5年度第1回碧南市都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 令和5年10月3日（火）午後1時30分から
- 2 場 所 碧南市役所 7階 議員大会議室
- 3 出席委員 長田 和徳 原田 孝司 神谷 昌明 鳥居 勝行
岩田 義之 石附 満江 生田 綱夫 磯貝 忠通
以上8名（敬称略）
- 4 欠席委員 磯貝 政男 杉浦 哲也 竹内 久敬 稲垣 賀史
- 5 出席職員 碧南市長 禰宜田 政信
○事務局
典礼（事務局） 黒田 敏裕
都市計画課 課長 亀島 政司、主幹 丸山 浩司
係長 小笠原茂行
主事 鳥居 利成、小林 征矢
○議案提出課
都市整備課 課長 石川 幸治
担当係長 伊藤 正英
都市計画課 （兼事務局）
- 6 傍聴者 0名
- 7 会議次第および資料 議事録末尾に添付
- 8 内容
ー 開会時間 午後1時30分 ー

(1) 市長あいさつ

(2) 開会成立宣言（事務局）

- ・会議の出席委員は8名、碧南市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、審議会が成立

(3) 会長及び副会長の選出

- ・審議会運営規定第2条第3項により、指名推薦を行うことを決定した。

- ・指名推薦により碧南商工会議所会頭の長田委員が会長となった。
- ・審議会条例第5条第2項の規定により、会長があいち中央農業協同組合碧南地区担当理事の原田孝司委員を副会長に指名した。

(4) 会長あいさつ

(5) 議事録署名委員の指名

- ・議事録署名委員として、会長が岩田義之委員及び石附満江委員を指名した。

(6) 都市計画審議会の概要説明（事務局）

- ・事務局より資料1から資料3により説明

(7) 審議

ア 議案第1号 西三河都市計画公園の変更（案）（碧南市決定）について
（事務局より説明）

- ・都市計画公園の適正配置を図るため、西荒居公園を街区公園に追加する。
- ・市街地に水と緑のネットワークの形成を図るため、碧南レールパークに区域を追加する。

（質疑）

【委員】

2件の公園について、それぞれ種別が街区公園と近隣公園となっている。種別が2種類しかないのか。他にも種類があるのであれば、どういう区分けがされているのか。

【事務局】

都市公園の種類については、街区公園、近隣公園以外に、総合公園、運動公園、広域公園、緩衝緑地などのいろいろな種類がある。面積によって区分けされており、今回は街区公園と近隣公園に該当する面積であり、その区分により位置付けるものである。

- ・議案第1号「西三河都市計画公園の変更（案）（碧南市決定）について」は委員全員の挙手により原案のとおり決定した。

イ 西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について
（事務局より説明）

- ・令和4年1月から令和4年12月までに買取申し出がなされ、令和4年4月から令

和 5 年 3 月までに行為の制限が解除された生産緑地地区、地積更正により面積が変更した生産緑地地区及び団地が分断した生産緑地地区について都市計画変更を行う。

- ・生産緑地地区変更前の面積は 42.6 ヘクタール、変更後の面積は 40.9 ヘクタールとなり、1.7 ヘクタールの減少となった。
- ・生産緑地地区変更箇所図（P 8 以降）を参照しながら、その内容等を事務局が説明した。

（質疑）

【委員】

現状が一部の土地はハウスが建っていたり、農地のままのものがあつたりするということだが、それに対して何も指導やチェックもかけずに、この場で承認するものなのか。

また、過去にこの審議会や知事協議で都市計画変更が認められなかった例があるのか。

【事務局】

生産緑地に指定されている農地が、農地の状態であるかどうかということは指導していくことになりますが、生産緑地を解除された農地は、その後農地のままでも結構ですし、自由な活用ができるというものであるため、解除後に指導することはない。

また、過去に市や県で認められなかった事例があるかどうかについてだが、除外できないものについては、買取申出の提出の段階で、資格がないだとか、条件にあてはまらないだとか指導させていただくので、審議会にて認められなかったケースがあるかどうかについては、過去にさかのぼって調べてはいないが、無いものと認識している。

- ・議案第 2 号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について」は委員全員の挙手により原案のとおり決定した。

－ 閉会時間 午後 2 時 15 分 －